

児童クラブにおける「放課後児童支援員とみなす支援員（みなし支援員）」の導入について

1. 放課後児童支援員の規定

「小牧市放課後児童健全育成事業の整備及び運営に関する基準を定める条例（以下「条例」という。）」において、支援単位ごとに2名以上の放課後児童支援員（以下「支援員」という）を配置すると規定しています。ただし、支援員1名を除き、補助員をもって代えることができます。

支援員とは、基礎資格（保育士資格、教員免許等）を所有している又は高卒以上で2年以上児童福祉事業に従事経験がある等の要件に該当する者で、放課後児童支援員認定資格研修（都道府県知事等が行う、放課後児童健全育成事業に従事する支援員として必要な知識・技能の習得を目的とした研修）を修了したものと条例で規定しています。

なお、本条例は国の定める基準に基づき定め、平成28年4月1日に施行し、放課後児童支援員の資格要件に関しては国の基準に従い令和2年3月31日までに研修を修了することを予定している者を支援員とみなすことができる経過措置を規定していました。令和2年4月1日施行の国の基準が「従うべき基準」から「参酌すべき基準」に改正された際に経過措置の延長は行わず、現在はその経過措置は終了しています。

2. 放課後児童支援員の確保の現状

児童クラブの利用児童は年々増加しており、夏休み等の長期休業期間においては、支援単位の増設や急な退職等の人員不足により、一部の児童クラブにおいて条例に規定する支援員の配置基準を満たすことが困難な状況にあります。現状は、配置基準を満たすよう支援員の時間外勤務等により対応しています。

3. 今後の対応～条例を改正し「みなし支援員」を規定する～

支援員の確保にあたり、児童クラブにおける育成支援の質を維持するため、放課後児童支援員認定資格研修は未受講であるものの、基礎資格等を有し、速やかに受講し修了する見込みのある者をみなし支援員と規定するよう条例を改正し、令和8年4月1日より施行する予定です。

4. 県内で「みなし支援員」の規定を設けている市

名古屋市、豊橋市、岡崎市、春日井市、豊川市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、蒲郡市、常滑市、稲沢市、新城市、東海市、知立市、高浜市、あま市など

5. 実施スケジュール（案）

令和7年9月	第3回定例会にて条例の一部改正を提案
令和7年10月	児童クラブ所長会議で説明
令和8年4月1日	みなし支援員の適用